

午前１０時００分 開会

【中村委員長】 ただいまから１９回目の議会改革実行委員会を開会いたします。

遅くとも１２時までには終わりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の日程に記載のとおり、前回までの本実行委員会で各会派に持ち帰ってもらっている事項について順次協議していきたいと思いますが、項目が多岐にわたるため、委員各位の御理解、御協力をお願いいたします。

また、委員各位におかれましては、録音した音声で発言者が誰なのかが明確に判別できるよう、発言は委員長からの指名を受けた後にボタンを押してマイクに近づいて発言していただき、発言後はボタンを押してマイクのスイッチを切るようにお願いいたします。

委員の出席状況について御報告いたします。全員出席でございます。

それでは日程１、「市議会政策研究会」及び「代表質問」に関する議長への報告について、事務局に説明をお願いいたします。

【議事係長】 資料１を御覧いただければと思います。本件は、前回４月１６日の本実行委員会で、市議会政策研究会及び代表質問については実施の方向で議長に報告することと決定されたことを受けまして、５月７日に前正副委員長から前正副議長にその報告がなされたものでございます。

今後は、議長から議会運営委員会に報告され、合意が得られれば、議長名で市側に提出される見込みでございます。

【中村委員長】 ただいまの説明のとおり御承知おき願います。

【中村委員長】 それでは日程第2、今年度の本実行委員会での協議事項についてでございます。

昨年度は、前回4月16日の本実行委員会まで様々な協議事項について協議を重ねていただきましたが、今年度は、来年選挙を控えているということもあり、活動期間が限られていると考えています。そうすると、継続案件になっている事項全てについて議論を尽くすことは現実的に難しいと思われるため、今年度はひとまず、協議事項を予算決算委員会の導入と政治倫理条例制定の2本に絞っていきたいと考えていますが、それでよろしいでしょうか。

【石田委員】 今、絞るということを初めて伺ったので、幾つか聞きたいのですけれども、それ以外のものでも選択肢はあったかと思うのですが、ほかは今どういうものがあるのですか。

【中村委員長】 それ以外のものというのは、石田委員は前回も委員だったから御存じのように、前回も一応全体的な協議をしたではないですか。でも、それを今年度、全部細かく実現に向けての議論をやるということは時間的に無理なので、時間的に実効性が高いと思われるこの2つを選んで提案させていただいているところです。現実的には難しいと思いますけれども、この2つが物すごく早く終わってしまって、日程にまだ余裕があれば、次のところを検討することもできると思いますけれども、ただ、予算決算委員会の導入に関してもかなり時間がかかるのではないかと。今年度は少し丁寧にいろいろな議論を進めていきたいと思いますので、数をたくさんこなすというよりは、実効性があって、実行できるものに絞ってまずはやっていきたいという考えです。

【石田委員】 一問一答なんかは設備が必要だったりとかするので、後回しにしたのかなとは思っています。ただ、絞る議論に関して、できれば事前に情報をいただければ、もう少しこちらでも全庁的に見て、これとこれが優先なのではないかということをお話しできたと思っているので、この場で初めてこれを聞かされたというのはちょっと残念に思っております。なので、本日のところは、委員長のおっしゃったとおりに進めていくこと自体はいいのですが、そこは今後しっかり検討して、会派としても意見を述べたいとは考えておりますので、それは申し上げておきます。

【中村委員長】 会派として意見を述べたいと思う……。要はこの2点についてこれから議論を始めていこうということで、今年度スタートするわけですがけれども、始まってから別のことをやりたいという意見を石田委員から発言されるということですか。

【石田委員】 ほかのものも見て、これも実効性が高いのではないかなというようなものがあつた場合には提言させていただきたいなど。もしそれで委員の皆さんからも御同意をいただければ、それもしっかり進めていっていただければなとは思っております。

【中村委員長】 分かりました。いずれにしても、これから具体的な議論に入っていくと思いますので、具体的に、例えば予算決算委員会の議論を進めているときに別の話が出てきたから、それをどこかに挿入して、途中でまた議論することは現実的に難しいと思います。ただ、議論がある程度集約されていった段階で、次に何をやるかといったときに、また石田委員から御提案があつたことも含めて、次は何を検討して、実行につなげていくかということは、当然皆さんの御意見をいただきながら協議を進めていきたいと思っています。

今、石田委員からも御意見をいただきましたが、早く終われば考える、検討することはまだいっぱいありますので、その中からさらに実効性が高いものをまた提案して、皆様方と協議していきたいと思っていますけれども、取りあえず、今年度はこの2点をまずはやる。予算決算委員会の導入についてと政治倫理条例についてを検討させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【中村委員長】 それでは日程3、予算決算委員会についてでございます。

今後、予算決算委員会の導入に向けて協議を行っていくこととなりますが、それに先立ちまして、先行事例について勉強する機会を設けたいと考えています。近隣市では海老名市が予算決算常任委員会を導入しており、参考になると思われます。海老名市はユーチューブでも委員会の動画を公開しておりますので、まずは本実行委員会で動画を見る事前勉強会を行い、質問事項などを整理した上で、実際に海老名市議会に赴き、説明を受けたいと考えていますが、そのことについて何か御意見ございますでしょうか。

【石田委員】 あえて海老名市さんであるということに関して、もうちょっと御説明いただいていいですか。

【中村委員長】 まず、近隣市、海老名市は近いですから、すごく行きやすいというところもありますし、私もいろいろなところを見させていただいて、海老名市は非常に参考になるなと思ったからです。海老名市を見て、もし皆さんの中でここも見たいという意見があれば、時間があればほかも見定めることは可能だと思っていますけれども、まず何か案がないと進んでいかないので、海老名市は県央地域でエリア的にも近い自治体ですし、実際にもう進めている実績がありますので、まずは見てみたいと思っています。

【石田委員】 もう既に海老名市さんとは水面下で何かやり取りとかはされているのですか。

【中村委員長】 まだ正式にはやっていません。

【石田委員】 正式にはやっていないという……。

【中村委員長】 だから、そのような考えであるという打診ぐらいはしていると思いますけれども、いつ行くとか、どういうことをやるとかいう具体的なことはまだ何も……。まだここでの協議が決まっていますから。

【布瀬委員】 この委員会で予算決算委員会をどういうスタイルで大和市はやっていくかという結論、合意は一応得ているスタイルがあると思うのですがけれども、それと海老名市さんが同じということでしょうか。

【中村委員長】 どういう形でという合意は出ていたのですか。

【布瀬委員】 もともと行政側にこのようにやりたいというふうなことを提出するときに、委員会として、そのやり方というのは以前の資料の中にも添付されていますけれども、一応このスタイルでやっていこう。要するに細かいことは分科会で話すとか、そういったことは一旦の結論を出しているというふうに理解しているのですけれども、それと海老名市さんが同じスタイルなのであれば、見に行ってみて参考とするところはいいと思うのですけれども、海老名市さんがどのようなスタイルで予算決算委員会をやっているのかが知りたいということはありません。

【中村委員長】 海老名市は分科会方式でやっています。だから、分科会方式で同じように、それぞれの常任委員会に付託したような内容を予算決算委員会の分科会という形で、予算、決算のところだけ、その委員会で審査するというやり方ですね。事務局から何か補足はありますか。

【事務局次長】 今委員長がおっしゃったとおりです。あと、同じかというのは、全部は見切れませんが、恐らく全く、全部同じというところはないと思うのです。同じかどうかというのは、海老名市はユーチューブで見られるので、私がここで感覚で言っても違っているといけなないので、自分で見ていただいたほうがいいのではないかと思います。

【中村委員長】 もちろん海老名市のとおりに行ったほうがいいと言っているわけではないのです。だから、今まで予算決算委員会の議論をかなり本実行委員会の中でもしてきましたけれども、具体的

なこと、皆さんで共通しているものも何もないままに議論がずっと重ねられてきたことを私も委員の一人として、みんなが思っていること、言っていること、背景となっていることがまちまちだなというふうな考え、印象があったのですね。実際にやっているところがどのような形でやっていて、どういう議論をしているのかを見て、それについてまず聞いて、参考にするのは有用な方法ではないかなと思うのです。もちろんそれを見た上で、ここはうちは違うやり方がいいなというのも当然あるでしょうし、こういうやり方をしているのだったら参考にしたいなということもあるので、参考にするというのは、そのとおりにするという意味ではなくて、やっているところを見に行って調査するということです。もし委員の皆さんの中に、例えばほかのこういうやり方をしているところがいいよというところがあれば、また提案していただきたいと思います。近くであれば見に行くこともできますし、遠くであればまた別の仕方で情報収集することもできますと思いますけれども、一番近くでやっている海老名市、予算決算常任委員会を分科会方式で開催しているところがありますので、まずはそれを見てみようという話です。

【布瀬委員】 委員長が今おっしゃっているばらばらではなくて、一旦この委員会で、どういったスタイルでやるかというところは合意を得た上で市側にこのようにしたいのだという申入れをしたということなので、どういうスタイルでやっていくかということは、この委員会の中でそれぞれ共通にやりたいスタイルというのはあると思っています。別に全く一緒になければ見る価値がないとは全然思っていないです。もちろん同じように分科会というふうなスタイルでやっていることが分かりましたので、そういったところを確認していただいたのかなという意味で質問させていただきました。実際やっているところを見るというのは参考になるとしています。

【中村委員長】 先ほど申し上げましたとおり、もしほかにも、例えば海老名市とまた違うやり方をしている、こういうところを見てみたいというところがありましたら提案していただければ、可能であれば行きたいなと思っています。

【石田委員】 横須賀市さんには政策検討会議というのがあって、神奈川県内では結構先進的というふうに評価されているようなのですけれども……。

【中村委員長】 今は予算決算委員会の話をしています。

【高久委員】 分散付託というところに問題があるというふうなことで聞いているのですけれども、海老名市がそういう分散もしながら、いわゆる合法というか、それに沿った違憲でなくて、違法でなくて、そういう条例とかあれに沿った形でやっていると。海老名以外にも分散しながら合理的というか、法にのっとった、条例にのっとった審査をしているというのは近隣ではほかにあるのですか。近隣では海老名市ぐらいしかない……。

【中村委員長】 あります。

【高久委員】 その情報はお持ちである、ない……。

【中村委員長】 今、私は持っていませんけれども、事務局は承知していますか。

【事務局次長】 手元に資料がないのですけれども、今、高久委員がおっしゃっているのは分割付託のことを指しているのだとすれば、分割付託していないところがもうほとんどです。

【中村委員長】 分割付託と予算決算委員会に付託されたものを分科会で審議するのはちょっと違いますので。だから、今うちは分割付託されているので、分科会方式とはちょっと違うのですよ。1つの委員会で全部の議案を、1回の委員会で全員で話しているところは逆に少ないのではないかなと思うのです。予算決算委員会に付託されて、それぞれの分科会で議論するというやり方を取っているほうがスタンダードではないかなと思うのですけれども、この近隣でも、例えば海老名市と申し上げま

したけれども、藤沢市もそういう形でやっています。あと秦野市もそうだと思います。今は思いつくままにしか言っていないのですけれども、多くの議会がそういうやり方をしているので、大和が新しい独自のやり方でやろうとしているわけでは決してなくて、多くの議会が既にやっていることを実際に参考にさせていただきたいということです。

【高久委員】 その動画を見に行くというのは、ここで見るのですか、それとも現地に行って何か見るのですか。

【中村委員長】 それは先ほど申し上げましたが、実際に委員会をやっているときというのは私たちもやっているので、議会中に向こうの議会に行って、向こうが現実に行っている委員会をみんなで見るということは、可能性としては、現実性としては低いと思っています。多くの自治体が委員会もネットで配信しております。海老名市もそうなのですから、ネットで配信しているものを見て、皆さん、自分で見られますから、今日の委員会が終わった後、見ていただいても結構なのですから、できればここでみんなで見る機会を設けられたらいいなと思っているのです。みんなで見て、それを見た上で質問事項とかも整理して、実際に海老名市議会に伺って、行政視察と同じような形になるかと思いますが、議会事務局からの説明を受けて、疑問点があれば、そこで質問するみたいな形の方式を取って、その後、それを踏まえて、また皆さんで協議するという形にしていこうかなと思っています。

【高久委員】 分かりました。

【石田委員】 先ほどは勘違いしてすみませんでした。予算決算委員会のことでいろいろ情報を取らせていただいた自治体としては、座間市さんがあるのですよ。何人かの議員さんからも伺ったりだとかして、私がイメージしている大和市議会が予算決算委員会をつくって、分科会方式でやっていくモデルになったのが座間市さんなので、海老名市をやるなとは思わないのですが、ぜひ座間市さんも加えていただきたいと思いますと思うのですけれども、いかがでしょうか。

【中村委員長】 日程とかは調整したいと思います。座間市だったら近いから、可能性は高いかなと思いますけれども、いずれにしても相手もあることだし……。座間市はネットで発信しているのですか。

【石田委員】 委員会はない。

【中村委員長】 していないとなると、現実問題として、我々が委員会の審査をみんなでそろって見に行くということは現実性が低いですね。だから、議会事務局に行ってお話を聞くということは日程の調整で可能かもしれませんが、実際に審議している模様をみんなで見ることはちょっと難しいかもしれません。海老名市はネットで配信しているので、みんなで見られるということで、今回提案させていただいています。海老名市が絶対いいと言っているわけではもちろんないので、それを見た上で、皆さんのまた御意見をいただきたいということです。

【河端副委員長】 私がお聞きしている中では、前年度、ユーチューブでの配信を今後検討していくという議論もされていた中で、海老名市さんはユーチューブでの配信もなされている先行自治体でもあるところを踏まえて、まずは海老名市にという委員長のお考えもあるようなので、そこはみんなで合意して、参考になるような形で勉強していくというのでまとめていきたいなと思っているところなのですから、大丈夫でしょうか。

【石田委員】 分かりました。実はおなかの中で考えていたことを言うと、大和市さんと海老名市さんの関係性に関していろいろと市民の方からも御意見をいただくことが多いので、市議会でも大きなことを決めていくときに、海老名市さんという感じでちょっと変な角度から考えられる方もいらっし

やるかなと思って、海老名市さんだけではなくて、ほかのところも見ていますよということは、議会としては大事かなと思って御提案したところもありますので、そこも御配慮いただきながら今後の進め方をお願いします。

【中村委員長】 海老名市しか見ないという話ではないので。身近な近隣市では海老名市がやっているの、見てみてはどうですかという提案をしているだけで、繰り返しますけれども、ほかにもここがいいよというのがあれば委員の皆さんから提案していただいて、可能であれば、日程とかもありますけれども、見られればいいなとは思っていますけれども、まずは海老名市と日程調整して、みんなで見に行く、そして動画を見てみるというところはよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【布瀬委員】 スケジュールとしては、どれぐらいというのは委員長としてお考えがあるのでしょうか。

【中村委員長】 日程の関係ですか。

【布瀬委員】 はい。

【中村委員長】 それについて、視察の日程、近いのだけれども、みんなで行くとなると、一応旅費ということがあられるらしいのです。旅費等については事務局に調査していただいた上で、また皆さんに提案させていただきたいと思っているのですけれども、もう6月ではないですか。まだ5月だけれども、6月は我々も議会があるし、海老名市も議会がありますから、実際に6月に向こうに行くということはなかなか難しいのかなと思っていますので、早くてもやっぱり7月、8月になるのではないかなと思います。そして、9月は我々も議会がありますし、当然海老名市も議会がありますし、10月になりますとそれぞれの委員会の行政視察とかもあるので、先ほど申し上げましたように日程は結構タイトなのですね。今年度といっても、実際には年内にいろいろな話合いをまとめていかないと、委員会として最後にまた議長に報告しなければいけない時間もありますので、3月ぎりぎりまでできるかというとなかなか難しいところもあります。あと、ちょっとこの議題からそれてしまいますけれども、議会基本条例の検証なんかもこの委員会でやらなければいけないので、日程的にはかなりタイトなので、その中で、どのような形で向こう側とも調整しながらしていくかということは、具体的に何月何日に行くというところまでは全然調整できていません。というか、今ここで行くことが合意されたので、具体的な日程とかはまだ全然向こうにも言っていないわけなので、今日、皆様方の合意をいただきましたので、これから向こう側とも日程とかの調整をして、スケジュールをまた皆さんにお示ししたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、今、布瀬委員からもお話がありましたけれども、事前勉強会と視察の日程、そして、旅費等につきましては事務局に調整していただきますので、御承知おき願いたいと思います。

【中村委員長】 それでは、日程４に移ります。日程４、大和市議会議員政治倫理条例（案）について、事務局、説明をお願いいたします。

【総務係長】 それでは、資料２－１と資料２－２を御覧いただきたいと思います。前回、法的な観点等からの修正内容について議事係長から御説明しまして、修正後の条例（案）を各会派にお持ち帰りいただいたところであり、本日御意見を伺うこととなっております。

また、資料２－３を御覧ください。こちらは、市長からの本実行委員会の決定事項に関する申入れへの対応について（回答）でございます。こちらの項目２としまして「議会倫理のルール化」に係る条例（案）について意見を求めた結果、市長から「違反行為の審査制度が設けられていますが、議員で構成される審査会の審査で完結するのではなく、第三者による客観的、中立的な審査を実施する仕組みにすべきと考えます」との回答があったことについては、前回、委員長から各会派に御意見を伺いましたが、特に意見は出なかったものでございます。

委員長としまして、市長からの回答に対しては、議会として何らかの見解を示す必要があると思われるため、この仕組みを入れる必要があるかどうか、協議をお願いしたいとこのことでございます。

なお、その前提としまして、委員長の御指示により、事務局において法的な観点から実現可能性を検討いたしましたので、その内容を議事係長から御報告いたします。

【議事係長】 まず、今の資料２－３にありますとおり、市長からの回答には「第三者による客観的、中立的な審査」とございますが、執行機関であれば、自治法第２０２条の３により、附属機関を設置して諮問することができる場所、議事機関である議会は、法律上、附属機関を設置可とする明文規定がないため、議会がこれを設置して第三者が審査するという選択肢は現実的ではございません。

ここで、資料２－４を御覧いただければと思います。現状の条例（案）では、第三者による審査ではございませんが、第８条第８項に第三者の意見を聴く仕組みを規定しております。しかしながら、全国市議会議長会への照会により「議会内部の（法定外の）任意組織として設置する政治倫理審査会が、個別の事案について外部専門家等の意見を聴くことは、自治法上想定されておらず、聴くのであれば委員会に付託し、自治法第１００条の２（専門的調査）や第１１５条の２（公聴会及び参考人）の規定によることが最も確実」であるということを確認いたしました。これらの規定は議会としての機関意思決定である議決を必要といたします。

なお、公聴人または参考人の制度では委員会の場に出席してもらう必要がありますが、専門的調査は必ずしも会議への出席を要さず、調査自体をしてもらうことも可能であるため、専門家に資料を預け、意見を書面でもらいたいような場合は、こちらを用いることになります。

以上を踏まえまして、政治倫理審査において第三者の意見を聴くには、次の（１）または（２）のいずれかの方法による必要がございます。

まず（１）は、審査を（任意組織ではなく）法定の委員会で行う場合であり、２通り考えられます。１つ目は審査を特別委員会で行うパターン、２つ目は議会運営委員会で行うパターンです。いずれも第三者の意見聴取方法としましては、公聴会または参考人を用いる場合は当該委員会の議決が必要となり、本会議の議決は不要です。専門的調査を用いる場合は、本会議での当該委員会への専門的調査の委任議決が必要となります。特別委員会の場合の手法・備考欄ですけれども、事案発生の都度、議決により設置して、政治倫理審査を付託する必要がございます。この設置議決の際に、併せて専門的調査の委任を議決しておくことも可能です。

議運の場合の手法・備考欄ですが、議長からの諮問として扱えますので、議決は不要となります。留意点としましては、議運の委員が当事者となった場合は除斥され、補充がないことが挙げられます。

表の下にありますように、これらのパターン１、２を選択した場合、現在審査会で審査する前提となっている条例（案）の条文を特別委員会または議運で審査する仕組みに大幅に修正する必要がございます。

資料２－４の２ページを御覧いただければと思います。（２）としまして、審査を政治倫理審査会で行う現在のスキームを生かすパターンとして市側から提案されたものでございます。手法・考え方としまして、議会は附属機関を設置できませんが、市長の附属機関に意見を聴くことは可能であるため、既存のハラスメント対策委員会を活用し、ハラスメント事案に限って意見を聴くというものです。これは対応できる附属機関が今のところハラスメント関連しか存在しないことによるもので、ハラスメント防止条例を併せて改正することになります。

なお、ほかの事案については、外部に意見を聴くことはできないということになります。

最後に、選択肢としては意見を聴かないということもあり得るため、その下「■審査は政治倫理審査会で行い、第三者の意見は聴かないこととする場合」もお示ししております。手法・考え方としましては、政治倫理はあくまでも議会の内部規律の問題でありますので、内部組織での合議により結論を出すこととするものです。最高裁判例でも、政治倫理に関することは内部規律の問題であり、自律権の下で判断すべきとされているため、これはこれで合理性があると考えております。そうすると、外部専門家に意見を聴くことはないため、現在の条例（案）第８条第８項を削除することで足りることになります。

なお、次の３ページに地方自治法の参考条文を掲載しております。

【中村委員長】 ちょっと話が複雑なのですけれども、要は第三者の意見を聴くことに関して、条例（案）の中では第８条でその規定があるわけですが、それについて、全国市議会議長会の意見なども聴いたところ、現在の条例のスキームではなかなか難しいところがあるので、もし第三者の意見を聴くという制度を取り入れるとすると、幾つかのやり方があることの説明が今、議事係長からあったところです。もちろん第三者の意見を聴かないというのも一つの選択肢としてあるのですけれども、今の意見を聴かないということも入れると４つのパターン。意見を聴く場合は３つのパターンが現実的に可能だということで提示されたわけですが、このことについて、皆さん方の御質問、御意見などをいただきたいと思いますが、ございますでしょうか。

【石田委員】 私は、やるのであれば第三者の意見を聴くべきだと考えているのですが、手法は限られるということなのですから、議運だったかな、議会改革だったかな。市側から申入れがあって、議員の発言に対してどうのこうのということですね。弁護士さんから御意見を聴きたいということで、特に議決もせずに、議会のお金を使って御意見を求めるということで２人の弁護士さんをお願いしたと思うのですけれども、その話を知っているのも、今の御説明と整合がつかないのですが、その辺の説明をお願いします。

【議事係長】 まず、おっしゃっていたのは議運で聞きに行ったということですので、法定の委員会となります。政治倫理審査会は法定の委員会ではなく、議会改革実行委員会と同様に任意組織となりますので、任意組織から外部の専門家に意見を聴くことが自治法上想定されていないということです。

ちなみに、議運で聞きに行ったときも、本来であれば本会議の議決があったほうがよかったのではないかと考えているのですけれども、法定の委員会での場での議決は採られていますので、議会全体の参考になるお話を聞きに行ったというふうに理解すれば、それは認められるのかなと考えております。

【西田委員】 ちょっと質問なのですが、審査を（任意組織ではなく）法定の委員会で行う場合の手

法・備考の1として「事案発生の都度、議決により特別委員会を設置し」とあるのですが、誰が議決まで持っていくみたいなプロセスはどんなイメージなのか。あと、議会運営委員会の場合は議長からの諮問ということは、議長の判断で都度都度扱われるという……。議会運営委員会のほうが議長権限でやるというイメージなのですか。1は誰でも発議できるとか、どういうイメージなのですか。ちょっと教えていただけますか。

【議事係長】 まず、1点目の特別委員会につきましては、これから改めて御検討いただくことかとは思いますが、今のところ審査の請求をできる条件が3人以上、2会派以上となっておりますので、3人いれば、もともとの仕組み上、発議ができますので、恐らくその方たちが特別委員会の設置を発議することになるのではないかとと思うのですが、その辺も含めて皆さんで話し合ってくださいかと考えております。

2点目の議運の場合ですけれども、もともと審査の請求は議長が受け付けることになっていますので、それを受けた議長から議運に諮問するという形が想定されると思います。

【石田委員】 今あちこちの自治体で、政倫審の関係で、ぶっちゃけ、はっきり言って濫用ですね。例えば一つの事例で言うと、生活保護の対応、緊急対応が必要な案件に関して、お休み中にいろいろ対応を求めた、それがハラスメントである、政治倫理上の問題である、違反だと言われているのですが、憲法上の生存権だとかを守っていくためにも、擁護義務がありますから、そのために動いていると十分解釈できるものを条例違反と断じていたりとか、ほかにも我々が視察に行った長野市でも、やはり政治的な闘争の中でそれが用いられている、もう実際起こっているわけです。なので、その歯止めとなる措置をどうつくっていくのかという意味では、第三者を介在させていくことはもう必要不可欠だと思います。

では、どのように入れていくのかということなのですが、予算上の問題があるのかなと思っていて、しっかりと入れようとする、それなりのお金を支払わなければいけませんから、必要が生じたときにスポットで使っていく形がいいのかなと思っています。一番やりやすいかなと思っているのは、条例上、裏づけのある委員会に審査を委託して、議決が必要であれば議決を採る。やっぱりそれだけしっかりと公の場で問われる必要があると思うのですよ。その調査をすること自体が妥当なのかどうかということも本会議でしっかり審議して、その上で進めていく、幾つか慎重に進めていかなければならないと、議会全体でもしっかりと諮っていった上で進めていくようにしないと、ここの方々が濫用するというふうにはあまり思っていないのですが、期が替わったりとかして濫用が行われると、本当に殺伐とするとか、やらなければいけないことに力が行かなくなってしまうのは非常に不利だと思っていますので、ぜひその部分はしっかりと機能するように考えてやっていきたいと考えています。

【中村委員長】 お金の問題というよりは、制度の問題と言ったほうがいいのかもかもしれませんが、政治倫理審査会は任意の会であるので、そこに対して第三者に聴くということがなかなか想定されていないので、第三者を呼ぶのであれば、条例上の委員会にそれが付託されて、そこでの議決を経て第三者に対して依頼していく、意見を聴いていく形が望ましいということが今の議事係長からのお話だと思いますので、もし第三者の意見を聴くということであれば、今の3つのパターンのどれにするのか。これ以外はなかなか思い浮かばないのですが、これ以外でも何かあればまた意見を言っていただくこともできますが、この3つのパターンのいずれにするか。そもそも聴かないというのであれば、それはそのパターンということで、今日ここでは結論は出しません。この後、持ち帰りにしますけれども、持ち帰りにしても、分からないと議論ができないと思いますので、今議事係長が

御説明いただいた点。結構入り組んでいるので、もう分かっているよということであれば結構なのですけれども、不明な点があればぜひここで聞いていただきたいと思います。

【町田（浩）委員】 ちょっと確認。パターン3は市側の附属機関に委ねることになるということで、あくまで議会側での独立はできていない、できない要件ということになってしまいますよね。確認です。

【中村委員長】 そうですね。

【議事係長】 もともとハラスメント対策委員会には、議選、監査委員の方がお一人と職員とあと専門家の方というふうに組織されていると思うのですが、市長の附属機関ではあるものの、独立した第三者になります。政治倫理審査会である程度事案をまとめて、ハラスメント事案に限ってなので、この事案についてはハラスメントに該当するでしょうかというふうに聞いて、諮問をして、するでしょう、しないでしょうというような返事をいただいて、それを受けて政治倫理審査会で該当するというお話でしたら、どの措置の段階がいかを検討して、議長にお返しするという流れになるかと思っています。

【中村委員長】 一つの大きな問題は、ハラスメント事案しか第三者には聴けないということなので、すね。だから、政治倫理条例の対象となるものはハラスメントだけではない、ほかにもいろいろなことがあるのですが、第三者の意見を聴ける事案と聴けない事案が存在してしまうというのが一つの大きな問題というか、ポイントだなと思っています。

【布瀬委員】 今日は結論を出さないところなのですが、やはり第三者の意見が聴けるという仕組みは何らか必要だとは思っていますので、検討していかなければいけないなと思っています。

ただ、何かあった場合の審査会、そして第三者の意見を聴けるかどうかだけが話し合われているのですが、そもそもこの条例（案）に関してももう一度、やはりこの委員会ですっきりと議論していけないと、石田委員おっしゃっているように濫用につながっていくという懸念を持たなくてはならない、それができないような仕組みをしっかりと議事録が残る委員会ですら議論していければなと思っています。そもそも私たちがこの条例（案）をつくったとき、委員会で十分に話し合われたかというところ、そうではなかったというところの中で、やはりもう一度、条例（案）に関しても中身全てを検討して、この委員会でもう一回検討していく必要があるのではないかなとは考えています。

【中村委員長】 今、布瀬委員がおっしゃったことなのですが、それは後で聞こうと思っていたところで、持ち帰りになっています。4月16日の最新の条例（案）が皆様方のお手元にあると思うのですが、それが前回、この条例（案）でどうですか、次の委員会のときに意見を言ってくださいということで持ち帰りになっていますので、後でそのことはお聞きしたいと思うのですが、今はず、第三者の意見を聴くというこの提案。全国市議会議長会にも照会した結果、政治倫理審査会の中で第三者の意見を聴くことは法的にも問題があるようなので、問題があるようなのでという意見をいただいて、そのままやることはよろしくないと思いますので、もし実施するのであれば、問題のない形で実施しなければいけないと思います。

【河端副委員長】 1つ確認なのですが、2ページのハラスメント事案に限っては政治倫理審査会でお聴きする、そのほかの事案はパターン1とパターン2で対応することも可能なのですか。2つ並べておくことが可能なかどうか。

【議事係長】 技術的にはそうやって条例にたくさん書けばできると思うのですが、ハラスメント事案については政治倫理審査会という内部組織を立ち上げて、市長の附属機関に諮問します、それ以外は、特別委員会なり、議運なりでやりますというのはちょっと複雑かなとは思っています。

ただ、技術的に条例に書けないかという、書けることは書けます。皆さんがどうされるかということですね。

【石田委員】 行政側の機関を使って議会の内部決定、意思決定に行政が介在してくるというのは、あまりよろしいことではないというのが一つ。ただ、ハラスメントの条例の中には当然議員も含まれていますから、議会も自らつくるのに関わっていったという中で、議員のハラスメントというのが倫理審査等、議会の内部組織によって、これはハラスメントだと議会の中で決定したら、筋としては、しっかり条例で議員も含まれているわけですから、ハラスメント委員会なのか、窓口なのか、分からないですが、条例の趣旨に沿って、何らか処理していく必要はあると思います。

ただ、過程、議会の意思決定をするというときに、行政側にお伺いを立てて進めていくというのはちょっと違うのかな。内部組織での意思決定に関しては、まさに純然たる第三者にしっかり意見を聴いて進めていって意思決定する、その上でハラスメント条例にかけていくというのが私は本来だと思います。ハラスメントに限った話です。

【中村委員長】 いろいろな御意見があると思うのですが、この内容については、皆さん、大丈夫ですか。結構内容が複雑というか、入り組んでいるから、よく分かっていないと、ここで議論してきて、次の委員会までに持ち帰ってくださいといっても、何を議論していいのか、分からないと持ち帰れませんから、もし不明な点があれば今ここで聞いてください。

【町田（浩）委員】 意見だけ述べさせていただくと、先ほど来、濫用、濫用という発言が出ているのですけれども、そもそも倫理規定に当たるような行為をしなければいいだけの話であって、前橋市の市長であったり、伊東市の市長で話題になりましたけれども、ああいった行為をしなければそもそも引っこからないわけですし、我々の中からというより、外部要因として、市民からの通報だったり、マスコミに取り沙汰されたことに対して審議しなければいけない要因だって発生するわけであって、濫用、濫用と言うのもちょっと違うのではないかなということを意見として述べさせていただきます。

【石田委員】 理解しているかどうかの確認なのですが、専門機関、第三者に意見聴取をするときに、条例的な裏づけがないと、お金を出したりだとか、もろもろ含めて、倫理審査会というのは今のところ条例に裏づけられている組織ではないゆえに聴くことが難しい。だから、課題があるかという話。第三者調査を特別委員会ですとか議運を通してやっていく場合には議決などをするのがふさわしいけれども、やっていくことはできるという理解でいいですか。ただ、ハラスメントに限っては政治倫理審査会で直でできますよという理解で大丈夫ですか。

【議事係長】 政治倫理審査会は条例の根拠がないというよりは、法律の根拠がないということです。自治法上、想定されていない内部組織。自治法は常任委員会と特別委員会しか想定していないと思いますので、それらの委員会は外部に聴く仕組みがちゃんと第100条の2、第115条の2で規定されているのですが、そうでないので、聴くのはちょっと難しいのではないかとというのが照会もかけての結論です。

【中村委員長】 議運でやるか、特別委員会でやるか。政治倫理特別委員会みたいなものを立ち上げて、そこで審議するか、議運に議長が諮問してやるか、あるいは審査会の中で、基本的には第三者の意見は聴かないでやるのだけれども、ハラスメント事案に関しては、ハラスメント委員会に諮問することができる、それを利用できるという話です。聴くのであればこの3つのパターン。もう一個は聴かないという選択肢もあるということです。大体大丈夫でしょうか。

【北島委員】 確認なのですが、審査会を立ち上げたとなると、そこから第三者に聴きたいよねという案件があったとするならば、その部分から、議運なり特別委員会なりを立ち上げて、そちら

に投げて、第三者に聴いて、戻してもらうというような運用はできるのですか、できないのですか。

【議事係長】 理論上は可能です。すごく複雑にはなるかと思うのですが、理論上は、おっしゃるとおり可能です。

【吉澤委員】 第三者の意見を聴くという仕組み自体はつくっておいたほうがいいかと思います。いろいろなことが想定される中であるので、一応そのように第三者の意見を聴く仕組みだけはやるというふうに、私の意見としてはそう思います。

【中村委員長】 分かりました。ここで結論を出さなくてもいいのですけれども、今の皆さんの御意見を伺うと、第三者の意見は聴くという点では、皆さん、合意されているのでしょうか。この中で第三者の意見を聴く必要はないという方はいらっしゃいますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【中村委員長】 第三者の意見は聴くというところでは合意をいただいたので、そうすると、このパターンの中の1、2、3ですね。4の聴かなくていい人はいないみたいなので、第三者の意見を聴くことを前提にして、第三者の意見を聴くためにはどうしたらいいのかという、この3つのパターンのうち、どれがいいのかということを次回の本実行委員会までに各会派で御協議いただいて、御報告いただければと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【中村委員長】 では、そのようにさせていただきます。

それでは、本日は、先ほど布瀬委員からもお話しありましたけれども、今の点を除いて、前回持ち帰っていただいた、4月16日時点の修正後の条例（案）について各会派の意見をお伺いすることになっておりますので、お伺いいたします。あわせて、資料2－5の前回意見をいただいた審査結果の公表の方法についても再度持ち帰っての確認をお願いしておりましたので、御意見をいただきたいと思います。1つは、4月16日の条例（案）についての御意見、そしてもう一つは公表の仕方についての御意見をいただきたいと思います。

それでは、自民党・新政クラブからお願いします。

【福本委員】 原案のとおりでお願いします。

【中村委員長】 公表の仕方については。

【福本委員】 前回と同様です。

【中村委員長】 公明党さん、いかがでしょうか。

【吉澤委員】 条例は原案のとおり、公表についても前回と同じですけれども、あえて言ったほうがいいですか。

【中村委員長】 前回と一緒にあれば結構です。

【中村委員長】 それでは、自由クラブさん、お願いします。

【河内委員】 修正案でオーケーです。前回と一緒にです。

【中村委員長】 前回、自由クラブからは意見が出ていないのだよね。

【河内委員】 ごめんなさい。失礼いたしました。申し訳ございません。検討事項の1と2で大丈夫でございます。

【中村委員長】 公表の仕方についてどういう仕方がいいのか、自由クラブさんからは意見が出ておりません。

【河内委員】 なるほど。こちらに関しては審査会の判断に従います。軽微なものから重いものまであると思いますので、審査会で決定したものに関してオーケーということでは駄目ですか。

【中村委員長】 それをどうやって公表したらいいですかという話を聞いているのです。だから、軽微なものからいろいろあると思うのですけれども、これについてはどういう形の公表の仕方がいいとか、これについては公表……。例えば案としては、この間あったのは、ホームページに掲載だとか、記者会見をするだとか、いろいろな案が出ましたけれども、どうやって公表していくかというやり方についてですけれども、特に意見がないということでもいいのでしょうか。

【河内委員】 大丈夫です。

【中村委員長】 それでは、日本共産党さん、お願いします。

【高久委員】 ちょっと理解ができていない……。

【中村委員長】 暫時休憩します。

午前10時54分 休憩

午前10時57分 再開

【中村委員長】 再開します。

日本共産党さん、お願いします。

【高久委員】 条例の改正については検討中でございますので、引き続き検討していきたいと思えます。できれば、公表については、ぜひ議会だよりで掲載できる紙面の確保。今回スペースが縮小されていますので、そのことについても確保できる方向で検討していただきたいと思えます。

【中村委員長】 神奈川ネットワーク運動さん、お願いします。

【布瀬委員】 条例（案）については先ほど申し上げましたけれども、このままではなくて、もう少し検討が必要なのではないかなと思えます。先ほど濫用とおっしゃっていましたが、何を問題としているかといいますと、やはりほかのを見ると議員の責務しか書いていませんけれども、議員と市民の責務が述べられていたりとか、倫理基準についても「品位及び名誉を損なう行為」がどういったものなのかが共通認識されているのかとか、そういったところももう一回検討していくべきなのではないかという意味では、この条例（案）については再度ここで、例えば変えないにしても確認していくとか、ほかには逐条解説とかをつけている議会もありますけれども、そういった意味でも再度ここで共通認識としていく必要があるのではないかなと思っています。というのも、去年末、行政側から議会へのハラスメントに対する訴えがありましたけれども、そういったハラスメントの認識というところは各議員によっても違うことを認識させていただきました。そういった意味では、倫理というところでは、この議員の中でかなりきちっとした共通認識を一度持つておかないと、それがイコール濫用につながるのではないかなと思っています。政治的に利用されるのではないかなと思っています。というのは、ほかの議会でそういう事例があるからです。ということで、再度この条例（案）については検討が必要だと考えております。

そういった意味では、条例（案）をまずきちっと検討しないと、公表をどのようにしていくかというところは、最終的には神奈川ネットワーク運動としては結論は出ないのですけれども、知らせていくという意味では、議会だよりへの掲載は紙面の問題がありますけれども、市民にきちんと知らせていくという上では、ホームページは必要だと思います。必要に応じてプレスリリース、記者会見も必要だとは考えています。

【中村委員長】 虹の会さん、石田委員、お願いします。

【石田委員】 まず、審査結果が決定した際の公表方法に関しては、決定した場合にはホームページへの掲載でいいかなと思っています。措置を講じた際の公表方法についても、ホームページへの掲載、これは基本やったほうがいいと思うのです。あとは、事の大きさ等々によって、報道機関等々から説

明を求められたりとかいうことはあると思いますので、そういうものがあった場合には対応しなければならないと思いますから、記者会見を行うことは必要かなと。あと、プレスリリースをするかどうかということに関しては、私はホームページへの掲載で十分かなと思っています。起こったことの多寡によって報道機関が反応してきますので、それへの対応ということになるかなと思います。

条例の内容なのですからけれども、非常に課題が多いと思っています。特に何を条例違反とするかというところなのですが、例えば第3条の（1）に「市民全体の代表者として、品位及び名誉」とありますけれども、私は「名誉」というのはよくないなと思っています、例えば「名誉」を「信頼」に変えて「信頼を損なう行為」。ただ、これもその行為が何なのかが明確ではないので、まさに濫用の危険性というのが客観的にあると言えると思います。

金品の授受に関してはそのとおりなので、別に変える必要はないかと思うのですが、（3）でも、行政側がいろいろ行ってくる許認可ですとか指導、請負、契約なんちゃらかんちゃらに関して有利又は不利となる働きをしない。これも非常に広い範囲に対する規制でして、例えば不当と思われるような行政側の何らかの処分なり、保護しないとか等々に対して、おかしいではないかと言うのは、保護を受けられない状態になっている方々を守る行為というのは特定の個人をある種有利にする行為でありますから、これに関しても……。しかし、憲法上の守らなければならない権利ですとか、地域経済を守るためにとか、様々あると思うのですが、こういったものも広範に網かけをしてしまう。これに対して何も保護されていないわけです。これをどんとやっしまえば倫理条例違反だと言われかねないというのは、極めて強く懸念するところです。

（4）に関しても「本市の職員の公正な職務執行を妨げ、本市の職員の権限又は地位による影響力を不正に行使することを求める働きかけをしない」、これはもう当たり前のことだとは思いますが、「不正に」と書いてあるから、その「不正に行使することを求める働きかけをしないこと。」というのが何なのかをもうちょっと具体的に書かなければ、職員さんのやっていることで、これはおかしいのではないかとやっていることに対して係りかねないと思うので、もう少しここも丁寧に書かなければいけないなと思います。

（8）の「発信又は情報発信をする場合は、他者の名誉を毀損し、又は人格を損なう一切の行為をしないこと。」というのは、聞いたらそのとおりだなと思うのですが、状況次第で公、社会全体の利益を損なうようなことをやっている個人に対して意見を述べるとか、ウェブ上でおかしいと言うことがはばかれるような内容になっているわけです。どこまでが名誉毀損なのか、どこまでが公正な批判なのかという線引きは非常に難しいわけですよ。それをこうやって断定的に書いてしまっているのは非常に課題があるかなと。多分これは一般的に言われる問題だと思うのです。これに対してどうするというのをちゃんと示さなければいけないと思いますので、これも大変課題があるかなと思います。

こうやってあげつらうとすごく長くなってしまうのであれなのですが、非常に課題が多い条例（案）だと思っていますが、一度つくってしまえば、我々はこれを守らなければならなくなりますから、しっかりと責任を持って運用していくことができる、守ることができる内容にしていくことだと思っています。

【北島委員】 条例（案）については、基本的に作成されているものでベースはいいのかなと思うのですが、運用に関して、条例を決めただけでは決して守り切れない部分がある。特にハラスメントとか、職員に対する圧力が高いのは委員会だと思うのですが、委員会上での委員長や議長の議事の運用方法だったりとかというものをしっかりと市側と議会側で調整して、止める権限が委員長にあ

る理由などもしっかりと確認した上で、倫理条例（案）というものをしっかりと見直していかななくてはいけないのかなと考えています。特に起きやすい威圧とか、品位とかいう部分があると思うのですが、具体的にない抽象的な表現などを表してしまうと、先ほどから濫用という言葉をよく話されているのは、この辺の抽象的な文言が恣意的に運用されてしまうのではないかという懸念を皆さん考えていらっしゃるのかなと思うので、それをもっと具体的にすることによって、そういった懸念は……。名誉毀損とか、最低限のものは……。(発言する者あり)

【中村委員長】 静かにしてください。発言中です。

【北島委員】 もちろんそのとおりなのですが、今、ほかの委員からもあったとおり、社会常識の中でのものだと思うので。先ほど石田さんもちっとそれをお話しされていました。そういう部分で恣意的に運用されないようにするためにも、議会側と市側でしっかりと条例（案）と議会、委員会の運用方法について改めて、お互い同じ場で議論する必要があるのかなと思います。最終的に、この条例（案）を定めることによって職員側が萎縮しないという部分と議員の正当な行政監視機能を損なわないということ、市民のために適切な議論が行えるということは、しっかりと均衡を保っていないといけないのかなと考えています。

あとは公表の仕方について、基本的にホームページと議会だよりは掲載したほうがいいのかと思います。重大案件という部分に関して記者会見を開いていただいたりというのは、委員会での判断に任せる形でいいと思います。

【村田委員】 先ほど来、複数の委員から、まず条例（案）の中身について、さらに本委員会で丁寧な議論が必要ではないかという意見がありましたし、その理由の一つといたしまして濫用の危険があるということは、私どもの会派としてもそのとおりだと考えるところであります。特に第3条の政治倫理基準のところ、先ほど来、指摘が相次いでおりますけれども、本会派といたしましては、先ほど複数の委員からも意見がありましたけれども、非常に一般的な社会倫理がかなり混じっているわけです。政治倫理に関して、要するに政治家としての倫理にもうちょっと特化したような内容であったほうが曖昧さがなくなるのではないかという意見がありました。あるいは、もしかすると、非常に抽象的な話であるとか、これを読んでも、抽象的な話と細かい話、一般的な社会倫理と政治家としての倫理がごちゃ混ぜになっているのですね。ですから、細かい話は逐条解説に回すだとか、先ほどの審査会をめぐる議論と少なくとも同程度の議論が本委員会で改めてあっていいのではないかと考える次第でございます。

審査結果、措置を講じた際の公表方法につきましては前回と意見の違いはありません。

【中村委員長】 一通り各会派から御意見いただきましたが、まず、公表方法については意見がいろいろまとまらないなという印象を受けました。そして、いろいろな委員さん、都度都度のような発言をされている方もいらっしゃいましたけれども、都度都度というのは、またそれはそれでいろいろ問題、課題があるなと思いますので、一応、今日ここでの皆さんの意見、あるいは前回の意見を各会派から出していただきましたので、それらを踏まえて、次回の委員会のときに正副委員長案を示したいと思います。ただ、これは案だから、これにしないではいけないというわけではないです。ただ、具体的にこういうものがないと議論がはかどらないと思いますので、次回の委員会のときに、皆さんが今日いろいろ、あるいは前回出していただいた意見のある程度集約して正副委員長案を出しますので、それをまた、そこで議論していただいて、当然そこで結論は出ないかもしれませんが、結論が出なければ持ち帰っていただくことにしますけれども、次回に案を出したいと思います。公表の仕方についてはそれでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【中村委員長】 条例については、いろいろ御意見をいただきましてありがとうございます。ただ、今日という意味ではなくて、ここの委員会である意味条文案を完成させないといけないので、ここがおかしい、こちらがちょっと問題だという指摘は指摘で、それはいただいて当然結構なのですけれども、だからどうするの、どういう感じにこれを改正すればいいのかというところまで整理していかないと条例（案）として確定しないので、この条例（案）は、今回新しく委員に参加された方もいらっしゃるかもしれませんが、この委員会の中での議論があったことを踏まえて議会事務局で条文化していただいて、それを今回、法制のことに詳しい澤村係長に、法制的にどうか、もう一回見ていただいて示されたものなので、バックボーンになっているのはこの委員会での意見なのですね。ただ、それが条文になったときに、こういうつもりではなかったというのはあるかもしれないから、そういうことも踏まえて、皆さんの御意見をより具体的にいただきたいのですけれども、今回新しく委員になられた方もいらっしゃるし、いろいろ変わっているところもありますので、もう一回、よくこの条文を読んでいただいて、分からないところがあればぜひ聞いていただいて、そして、具体的にどこをどうすればいいのかということも含めて議論を進めていかないといけませんので、ちょっと時間を取らないといけないかなと思いました。

引き続き持ち帰っていただいて、もう一回、特に新しい方は読んでいただいて、ここがおかしいというのがあれば、どうすればいいのかということも含めて、できれば第何条第何項のこの文言をこうしたらいいとか、削除したほうがいいのか、そういう具体的などころもぜひお示しいただければと思います。

そして、政治倫理条例なので、当然これは議会の中だけの話ではないです。もう一つ、議員の懲罰に関する規定もありますけれども、それは議会の中での発言が名誉を毀損したりとか、誹謗中傷とかに当たった場合、その対象になるのですけれども、政治倫理条例は日常生活も含めてですから。日常生活も含めて、議員としての倫理はどうあるべきかということについて規律する条例なので、そういう観点で。議会の中だけの話ではないですから、そういうことも踏まえて見ていただければと思いますので、これも再度持ち帰りとしてさせていただきますけれども、よろしいでしょうか。

【布瀬委員】 持ち帰りということは了解したのですけれども、持ち帰った際、今、委員長がおっしゃったように具体案を示したほうがいいのかということなのではないでしょうか、確認させてください。というのは、修正したほうがいいのかの原文と修正案ですね。例えば神奈川ネットワーク運動としてというものを次回は持ってくる、もしくは事前に提出するとか、どのような方法をお考えでしょうか。

【中村委員長】 当然４月１６日の条例（案）がベースになると思います。これは、ここでの委員会の議論を踏まえて条文化したものですから。ただ、今はそれを完成させるような作業をしているわけですね。そうすると、いろいろな問題点の指摘をいただいても、どうするのかということがないと、結局条文案にならないわけですから、ここの条文は問題だから、さらに補強するためにこういう文言を加えたほうがいいのか、あるいはこの条文そのものをなくしてしまったほうがいいのか、そういったものは提案がないとできないのではないだろうと思うのですけれども、ほかに何かいい方法がありますか。

【布瀬委員】 というのは、もちろん持ち寄ることはできるので、例えば当日いきなりこういうものがいいと思いますというふうに提案させてもらうのか、もしくは事前に委員長に提出して、配付していただくのかとか、その２つの方法かなと思うのですけれども、当日に持ち寄ってよろしいのでしょうかというところですね。

【中村委員長】 暫時休憩します。

午前 11 時 16 分 休憩

午前 11 時 24 分 再開

【中村委員長】 それでは、再開いたします。

それでは、条文案について会派で修正点等がある方は 6 月 4 日（木）正午までに文書で事務局まで提出していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。ないところはいいいです、あるところは出してください。6 月 4 日（木）正午まででございます。

【中村委員長】 それでは日程 5、次回の日程についてですけれども、次回の本実行委員会の開催は基地政策特別委員会の日である 6 月 9 日（火）午後 1 時からとしたいので出席をお願いいたします。

それでは、以上で本日の議会改革実行委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございます。

午前 11 時 25 分 閉会